

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本業務費	1	式				
直接原価	1	式				
直接原価(積上)	1	式				
打合せ協議	1	式				
業務着手時	1	回			単 1 号	
中間打合せ	2	回			単 2 号	
成果物納入時	1	回			単 3 号	
計画準備	1	式				
業務計画書	1	業務			単 4 号	
現地踏査	1	業務			単 5 号	
作業計画書作成	1	業務			単 6 号	
関係機関協議資料作成	1	業務			単 7 号	

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
現地調査	1	式				
外観変状調査	1	業務			単 8 号	
形状寸法調査	1	業務			単 9 号	
損傷図作成	1	業務			単 10 号	
報告書作成	1	業務			単 11 号	
補修設計	1	式				
対策工法検討	1	業務			単 12 号	
設計図面作成	1	業務			単 13 号	
数量計算	1	業務			単 14 号	
施工計画	1	業務			単 15 号	
概算工事費算出	1	業務			単 16 号	
照査	1	業務			単 17 号	

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
報告書作成	1	業務			単 18 号	
直接経費	1	式				
電子計算機使用料及び機械器具損料	1	式				
鉄筋探査機 電磁波レーダー法	1	日				
コア採取・復旧	1	本				
圧縮強度試験(コア法)	1	本				
中性化試験(コア法)	1	本				
塩分含有量試験(スライス法)	1	試料				
交通誘導警備員B	2	人				
直接原価計	1	式				
その他原価	1	式				
業務原価	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
一般管理費等	1	式				
設計業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

業務委託一般仕様書

令和8年5月

久留米市

第1章 総 則

1.1 適用

- (1) 業務委託一般仕様書は久留米市の発注する設計、測量、地質等調査、物件等調査などの業務委託に適用する。
- (2) 業務の履行に当たっては、本一般仕様書によるほか、「福岡県県土整備部 令和7年10月 設計業務等共通仕様書・測量業務共通仕様書・地質調査業務共通仕様書」「福岡県県土整備部 令和7年5月 用地調査等業務共通仕様書」及びその他関係法令等に準拠する。

1.2 法令等の遵守

受注者は、実務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.3 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.4 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.5 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。なお、受注者は、河川管理者協議や、所轄警察署に道路使用許可を取るなど、業務遂行上必要な手続きを確実に行わなければならない。

1.6 賠償責任

本業務中に発生した現場における諸事故に対する責任は、受注者が負い、そのことによる他人に与えた損害などは、すべて受注者の責任において処理することとする。

1.7 再委託

受注者は業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を再委託することはできない。なお、協力者は、福岡県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合などを問わず、公共機関の指名停止期間中であってはならない。

1.8 許可申請

受注者は、業務に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅延なく行わなければならない。

1.9 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- | | | |
|-----------|---------|---------------|
| (1) 着手届 | (2) 工程表 | (3) 管理技術者届 |
| (4) 職務分担表 | (5) 完了届 | (6) 業務委託料請求書等 |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 業務計画書（作業計画書）

受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書（作業計画書）を作成し、監督職員に提出しなければならない。業務計画書に記載する事項は以下のとおりとする。

- | | | |
|----------------------|------------------------|----------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 | (3) 業務工程 |
| (4) 業務組織計画 | (5) 打合せ計画 | |
| (6) 成果物の品質を確保するための計画 | (7) 成果物の内容、部数 | |
| (8) 使用する主な図書及び基準 | (9) 連絡体制（緊急時含む） | |
| (10) 使用する主な機器 | (11) その他、監督職員が必要と認めたもの | |

※ (2) 実施方針又は(11)その他には、個人情報取扱い、安全等の確保及び行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

1.11 業務工程管理

受注者は、業務工程に変更を生じた場合には、速やかに変更業務工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果物の検査

- (1) 受注者は、業務完了時に市の成果物検査を受けなければならない。
- (2) 成果物の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.14 引渡し

成果物の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、市の検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

1.15 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16 土地の立ち入り

本業務を実施するにあたり第三者の土地に立入る場合は、予め身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、その関係者と緊密な連絡を取るなどして業務の円滑な遂行を期さなければならない。

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18 調査・設計業務カルテの作成登録

受注者は、契約金額が100万円(完了時)以上の業務については、契約締結後、及び内容に変更が生じた都度、業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、「調査・設計業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受け上で、(財)日本建設情報総合センターに登録申請し、受領の写しを監督職員に提出しなければならない。

1.19 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市、受注者協議の上、これを定める。

1.20 設計図書の変更等に関する事項

設計図書の変更等については、設計業務等委託契約書第18条から第26条及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計業務等変更ガイドライン(2021(令和3)年4月)久留米市」によることとする。

1.21 ワンデーレスポンス

本業務は、ワンデーレスポンスの対象であるため、「ワンデーレスポンス実施要領(久留米市)」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

1.22 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領(久留米市)」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

第2章 暴力団排除に関する事項

- 2.1 受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第3章 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

- 3.1 受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
 - (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

第4章 障害者差別の解消に関する事項

- 4.1 受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第5章 契約に関する事項

- 5.1 余裕期間
- (1) 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から100日間であるが、業務着手前の余裕期間10日間を含んでいる。
 - (2) 余裕期間内は、原則として着手しないものとするが、監督職員との協議により着手することもできる。この場合において着手とは、管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。
 - (3) 調査・設計業務カルテ登録は、余裕期間終了日までに行うこと。ただし、余裕期間内に着手する場合はその前日までに行うこと。
- 5.2 着手届
- (1) 着手届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着手する場合には、その前日まで提出すること。
 - (2) 工程表は、着手届と合わせて提出すること。
 - (3) 工程表には、余裕期間を表示すること。

合川・南薫校区筒川雨水幹線補修設計業務委託

特記仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、「合川・南薫校区筒川雨水幹線補修設計業務委託」に適用し、本業務の履行にあたっては本仕様書によるほか、各項によるものとする。

- (1) 設計業務等共通仕様書（令和7年10月版 福岡県県土整備部）
- (2) コンクリート標準示方書（維持管理編）（令和5年3月 土木学会）
- (3) コンクリート診断技術‘26（令和8年3月 日本コンクリート工学会）
- (4) コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針 2022（令和4年6月 日本コンクリート工学会）

2. 業務目的

本業務は、下水道管路特別重点調査に伴い、補修対策が必要と判断される「筒川雨水幹線」について、補修工事に必要な設計図書を作成することを目的とする。

3. 業務場所

実施位置は以下の通りとする。

久留米市 合川町・野中町 地内（別途位置図を添付する。）

4. 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、業務履行にあたり、コンクリート診断士、技術士（建設部門、上下水道部門）、RCCM（鋼構造及びコンクリート）のいずれかの資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

(3) 受注者は、業務の進歩を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

5. 照査技術者

照査技術者は、業務履行にあたり、構造物補修に係る相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

なお、本業務において照査技術者は管理技術者を兼務できないものとする。

6. 各設計項目及び業務内容

本業務の各設計項目及び業務内容は次のとおりとする。

(1) 打合せ協議

設計協議は、着手時、中間時、成果品納入時を基本とし、着手時、成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

(2) 計画準備

現地踏査を行い、業務の目的・主旨を把握したうえで特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書を作成する。また、作業計画書を作成後、必要に応じ交通規制に伴う「道路使用許可申請」を所轄警察署へ提出・許可を得るものとする。

(3) 現地調査

形状寸法測定及び損傷・異常を詳細に調査するとともに、コンクリート表面のたたき調査を実施し、内部空洞・浮きなど内部変状の確認を行う。調査結果を基に記録写真・データ整理後、損傷図を作成し、必要な補修箇所の抽出を行うものとする。また、上記調査と併せて、品質試験を実施する。

(4) 補修設計

1) 対策工法検討

各部材について、補修が必要とされた箇所に適合する補修及び予防対策を含めた対策工法検討を行うものとする。

2) 設計図面作成

対策工法の結果を基に補修に必要な設計図面を作成するものとする。

3) 数量計算

対策工法の結果を基に補修に必要な数量を算出するものとする。

4) 施工計画

現地調査の結果に留意し、工事に際しての問題点を抽出し、現地状況を考慮した上で各対策工事に支障がないよう安全で合理的な施工計画を行うものとする。併せて、工事工程表の作成も行うものとする。

5) 概算工事費算出

補修工事に要する概算工事費を算出するものとする。なお、概算工事費算出にあたっては、現場条件・施工量に合致した金額とすること。

6) 照査

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに

照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

受注者は、補修における耐久性向上の重要性を十分に認識し、調査・設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (イ) 補修方針・工法選定の妥当性
- (ロ) 施工条件・制約の確認
- (ハ) 各種計算書と設計図の整合性

7) 報告書作成

成果品を作成する場合は、予め報告書の内容や編集方法について、監督職員と協議するものとし、成果品の検査を受ける場合は、予め成果品その他の関係資料を準備して責任者をこれに立ち合わせなければならない。

また、提出すべき成果品は、以下のとおりとする。

- 報告書 電子データ 2部 ドッジファイル式A4版 2部
- その他 監督職員が指示したもの。

(5) 直接経費（品質試験）

品質試験を実施し、試験結果についてとりまとめるものとする。なお、調査箇所および調査数量は監督職員と協議の上、最終的に決定する。

1) 鉄筋探査（電磁波レーダー法）

電磁波レーダー法により、主要断面における鉄筋位置・かぶりを推定する。また、コア採取する箇所についても配置鉄筋の切断や損傷を避けるため鉄筋位置を確認するものとする。

2) コア採取・復旧

コア採取は $\phi 100\text{mm}$ を基本とし、2本（上部）を標準とする。但し、配筋状況により $\phi 100\text{mm}$ の採取が困難な場合は、採取可能な径に変更してもよい。また、コア採取後は所定の断面修復材で確実に補修するものとし、使用する材料については、事前に監督職員に承諾を得るものとする。

3) 圧縮強度試験（コア法）

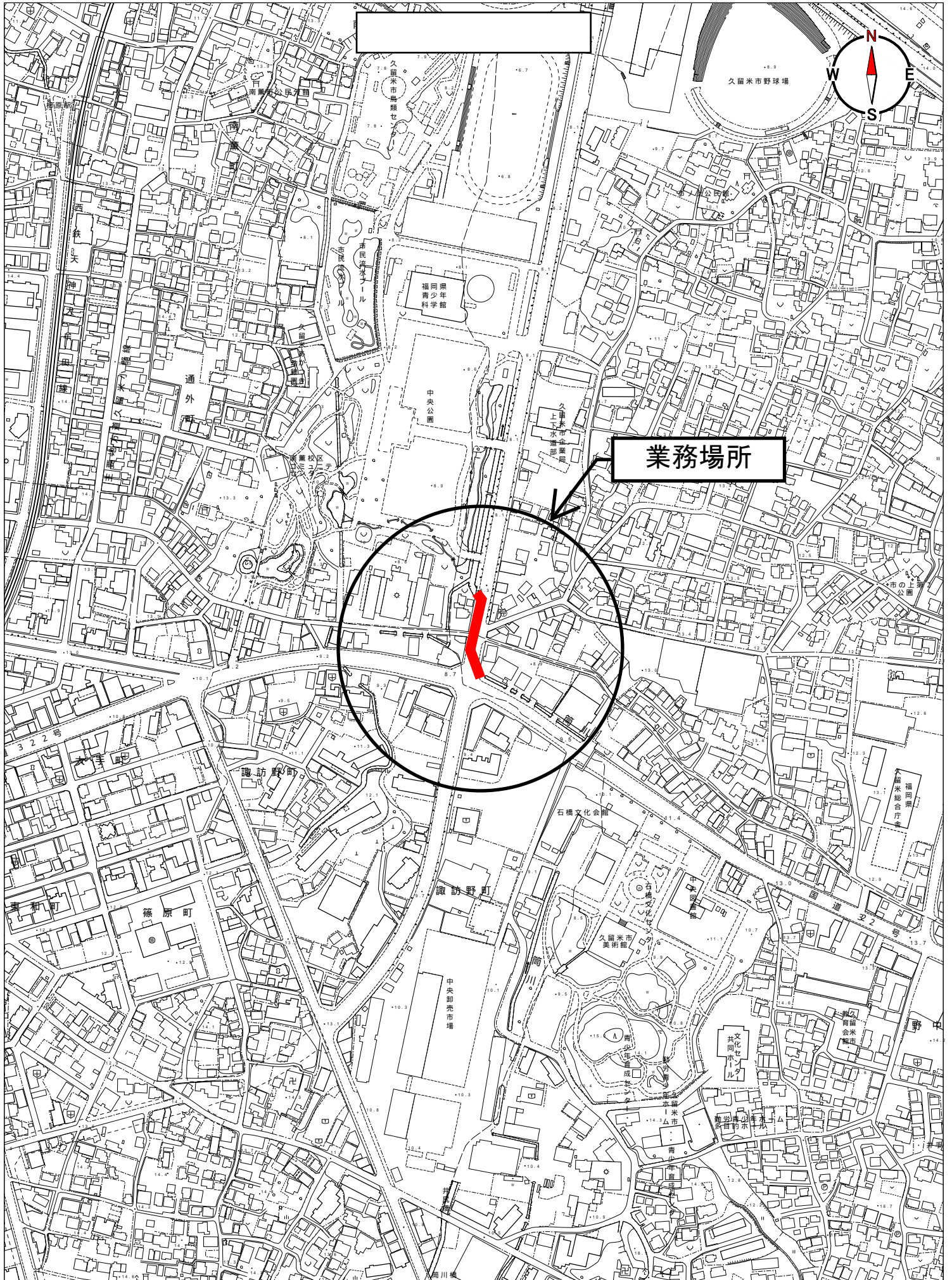
採取したコア2本（上部）を用いて、圧縮強度の確認を行う。

4) 中性化試験（コア法）

採取したコア2本（上部）を用いて、フェノールフタレイン法によりコンクリートの中性化深さを測定する。

5) 塩分含有量試験

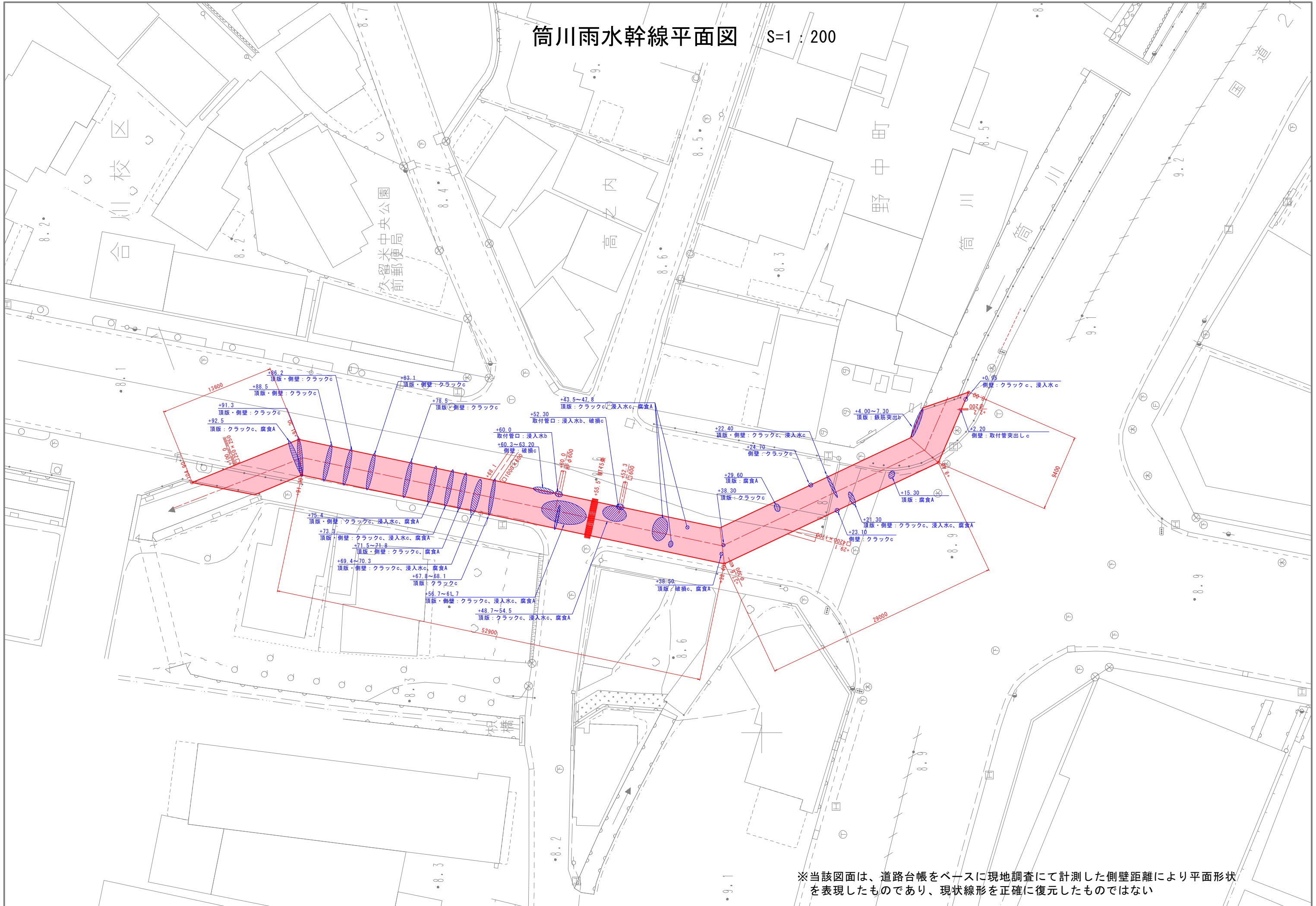
採取したコア2本（上部）を切断して、深さ方向におけるコンクリート中の塩分含有量を確認する。（5スライスを基本とする。）



業務場所

筒川雨水幹線平面図

S=1 : 200



※当該図面は、道路台帳をベースに現地調査にて計測した側壁距離により平面形状を表現したものであり、現状線形を正確に復元したものではありません